

取組事例発表

「命を守るため」

自転車利用時はヘルメットを着用しよう

株式会社富士クリーン(所在地：香川県綾川町 代表取締役：馬場 太一郎)では、6 月度の全体朝礼にて香川県警察高松西警察署の方を招いて交通安全の指導をしていただきました。2023 年 4 月 1 日より自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。内容をしっかりと受け止め、さらには周りの人にも広めていけるよう社員一同努めてまいります。

■交通安全指導の内容について

香川県は 1 年間の交通事故による死者数（人口 10 万人あたり）が全国の中でも多く、特に高齢者や薄暮期、交差点などの条件が関わりと事故の発生状況や被害が大きくなる傾向にあります。また、2023 年 4 月 1 日より道路交通法第 63 条の 11 の一部改正（令和 4 年 4 月 27 日公布、令和 5 年 4 月 1 日施行）により、すべての自転車利用者に対し自転車の乗車用ヘルメット着用について努力義務が課されることとなりました。

自転車に関わる交通事故の内、重傷者のほとんどは頭部を損傷していることが分かっています。中には自力で病院に行くことができてても急に容体が悪化し死亡に至るケースもあるなど、頭部への外傷は外見だけで判断が難しいとされています。このような事故から命を守るために「自転車とヘルメットはワンセット」と考えてほしいと指導がありました。その他にも香川県警では様々な取り組みや情報発信を行っていますので右の二次元バーコードからアクセスしてみてください。



交通事故マップ



自転車ヘルメット



横断歩道歩行者優先



飲酒運転情報提供

香川県警のHPにリンクされます

■指導を受けて



自転車利用者におけるヘルメットの着用状況は、中学生については以前から着用の習慣があったからか非常に良いそうです。しかし、高校生以上になると、まだまだこれからというような状況だそうです。

指導の中にもありましたが、まずは大人が見本示していけるように日々の交通に臨みたいと考えています。

今後も社員一同、地域の方たちと同じ道路を使わせていただいていることを念頭に、安全運転に細心の注意を払い、それらを通して信頼される企業を目指してまいります。

本件に関するお問合先：

株式会社富士クリーン (087-878-3111) soumu@fujicl.com